

令和 8 (2026)年度 クリーニング師試験について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第 7 条の規定に基づくクリーニング師試験を次のとおり実施する。

1 試験の日時及び場所

試験年月日	令和 8 (2026)年11月29日（日）
試験開始時間	学科試験 午前10時（集合時間：午前 9 時30分） 実技試験 午後 1 時
試験会場	栃木県庁研修館（宇都宮市塙田1-1-20）

※荒天などの影響により試験日程等が変更又は中止となった場合は、栃木県公式ホームページ（「令和8(2026)年度 クリーニング師試験」のページ）で周知する。

2 試験科目

学科試験（60分）	ア 衛生法規に関する知識 イ 公衆衛生に関する知識 ウ 洗たく物の処理に関する知識
実地試験	ア 鑑定試験 薬品の鑑定（10分） 繊維の鑑定（5分） イ 技能試験 アイロン仕上げの技能（8分）

3 出願期間

令和 8 (2026)年10月19日(月)から10月21日(水)までに以下の出願場所に提出すること。

なお、受付時間は各日とも午前 9 時00分～正午、午後 1 時00分～午後 5 時00分とする。

提出書類に不備がある場合及び出願場所が異なる場合は受け付けないため、提出書類及び出願場所を十分に確認し、修正等が必要となった場合に備えて、余裕を持って出願すること。

4 出願場所

居住地	出願場所	所在地
鹿沼市	県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町1664-1
真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	県東健康福祉センター	真岡市荒町116-1
小山市、下野市、上三川町、野木町	県南健康福祉センター	小山市犬塚3-1-1
大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	県北健康福祉センター	大田原市本町2-2828-4
足利市、佐野市	安足健康福祉センター	足利市真砂町1-1
日光市	今市健康福祉センター	日光市瀬川51-8
栃木市、壬生町	栃木健康福祉センター	栃木市神田町6-6
宇都宮市	宇都宮市保健所	宇都宮市竹林町972
県外	保健福祉部医薬・生活衛生課	宇都宮市塙田1-1-20

異なる出願場所に願書を提出することはできないため、出願場所を十分に確認の上、持参すること。

5 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条（高等学校の入学資格）に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項に規定する者（（1）から（3）までに掲げる者と同等以上の学力があると認められる者）

6 提出書類

受験を希望する者は、次の書類を提出すること。なお、受験願書及び受験票は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課、最寄りの健康福祉センター（矢板健康福祉センター、烏山健康福祉センターを除く。）及び宇都宮市保健所で配布するものを使用すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真（出願前6か月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した、縦4.5cm横3.5cmのものを受験票に貼付すること。写真の裏面に撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- (4) 受験資格を証する書類（卒業証明書等）
 - ア 卒業証書の写しを提出する場合は、原本を持参すること（原本は照合後返却）。
 - イ 卒業証明書等の氏名が現在の氏名と異なっている場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。
- (5) 受験票
- (6) 85円切手（郵送料として、受験票に貼付すること）

7 受験手数料

7,000円

なお、一度支払われた受験手数料は、体調不良などで試験を欠席した場合でも、栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）第7条の規定により返還しない。

【支払方法】

- (1) 願書提出窓口における決済端末による納付（宇都宮市保健所を除く）
- (2) とちぎ電子申請システムによる電子納付

8 受験票の送付

11月16日(月)までに到着するように送付する。なお、出願期間内に願書を提出したにもかかわらず到着しない場合は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課まで連絡すること。

9 合格者の発表

- (1) 令和8(2026)年12月18日(金)午前11時に県庁本館正面道路東側屋外掲示板、各健康福祉センター、宇都宮市保健所に合格者受験番号を掲示する。
- (2) 栃木県公式ホームページに合格者受験番号を掲載する。
- (3) 合格者には、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課から書面により通知する。
- (4) 可否について電話での問い合わせには一切応じない。

10 得点の開示

受験者本人が、令和8(2026)年12月18日(金)から令和9(2027)年1月18日(月)の期間（閉庁日を除く午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時15分）、科目別得点を栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課で口頭請求できる。この場合、本人であることを証明でき

る書類（受験票、身分証明書、運転免許証等）を持参し、提示すること。

11 その他

- （１）受験願書及び受験票は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課、最寄りの健康福祉センター及び宇都宮市保健所で配付するものを使用すること。なお、郵送を希望する者は、返信用封筒（規格（長３）の封筒に、宛て先を明記の上、110円分の切手を貼付すること。）を同封の上、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課宛て請求すること。

※郵便料金が不足する場合は、不足料金受取人払にて発送。

- （２）試験当日は、受験票、筆記用具（鉛筆・消しゴム等）及び昼食を持参すること。
※技能試験で使用するワイシャツは会場に準備するので、受験者による持参は不要。
使用するワイシャツは、白無地、綿55%ポリエステル45%、長袖、シングルカフス、背中にタックが２本（サイドタックのもの）。
- （３）身体に障害等があり、受験に際して特別な配慮を必要とする者は、出願前に、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課へ連絡すること。
- （４）試験当日、発熱等の症状が見られるなど、体調不良の場合は受験を控えること。
- （５）受験願書への虚偽の記入や受験資格に偽りがあることが判明した場合は、試験を無効とする。
- （６）その他、不明な点は次に問い合わせること。

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田１丁目１番20号

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課 生活衛生・動物愛護担当

電話 028-623-3110